二　調査対象貨物の供給者及び供給国

(一)　供給者

イ　Jiangsu Sanfangxiang Group Co., Ltd.

ロ　広東泰宝聚合物有限公司（Guangdong IVL PET Polymer Co., Ltd.）（以下「広東」という。）

ハ　浙江万凱新材料有限公司（Zhejiang Wankai New Materials Co., Ltd.）（以下「浙江」という。）

ニ　Jiangsu Hengli Chemical Fibre Co.

ホ　江蘇興業プラスチック股份有限公司（Jiangsu Xingye Plastic Co., Ltd.）（以下「江蘇」という。）

ヘ　China Resources Company Limited

ト　Zhuhai Yuhua Polyester Co., Ltd.

チ　騰龍特殊樹脂（厦門）有限公司（Dragon Special Resin (Xiamen) Co., Ltd.）（以下「騰龍」という。）

リ　Zhejiang Hengyi Group Co., Ltd.

ヌ　XINHUI INDUSTRIAL LIMITED

ル　Changzhou Andenie Polyester Co. Ltd.

ヲ　遠紡工業（上海）有限公司（Far Eastern Industries (Shanghai) Ltd.）（以下「遠紡」という。）

ワ　江陰興泰新材料有限公司（Jiangyin Xingtai New Material Co., Ltd.）（以下「江陰興泰」という。）

カ　江陰興宇新材料有限公司（Jiangyin Xingyu New Material Co., Ltd.）（以下「江陰興宇」という。）

ヨ　海南逸盛石化有限公司（Hainan Yisheng Petrochemical Co., Ltd.）（以下「海南」という。）

タ　Jiangsu Sanfangxiang International Trade Co., Ltd.

レ　華潤包装材料有限公司（China Resources Packaging Materials Co., Ltd.）（以下「華潤」という。）

ソ　Shanghai Hengyi Polyester Fiber Co., Ltd.

ツ　亜東工業（蘇州）有限公司（Oriental Industries (Suzhou) Ltd.）（以下「亜東」という。）

ネ　遠東化聚工業股份有限公司（Far Eastern Polychem Industries Ltd.）（以下「遠東」という。）

ナ　Jiangsu company, Sinopec Chemical Commercial Holding Co., Ltd.

(二)　供給国　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三　調査の対象となる期間

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実（以下「不当廉売の事実」という。）に関する事項

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一)　不当廉売された貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。ただし、正常価格については、令第二条第三項の規定に基づき、調査対象貨物の生産者が市場経済条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることとした。

イ　供給者

調査当局が知り得た供給者（二の(一)に掲げる供給者をいう。以下同じ。）に対して質問状等を送付したところ、広東、浙江、江蘇、騰龍、遠紡、江陰興泰、江陰興宇、海南、華潤、亜東及び遠東から調査に協力するとの回答の提出があったが、供給者の数が不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多いことから、調査当局は、標本抽出（以下「サンプリング」という。）を実施することとした。当該回答を提出した供給者のうち、調査対象貨物の本邦への輸出の量が上位と考えられる浙江、遠紡、海南及び華潤をサンプリングによる調査対象者として選定した。なお、遠紡の関連企業である亜東及び遠東については、経営についての共通性等が認められたことから、不当廉売差額の算出に当たって、遠紡と同一の事業体とみなすこととした。広東、江蘇、騰龍、江陰興泰及び江陰興宇（当該五者を以下「サンプル調査非対象者」という。）は当該調査対象者として選定しなかった。調査当局が知り得た供給者のうちその他の者（以下「非協力者」という。）からは回答の提出がなく、調査に協力しなかったと認められた。

ロ　正常価格

正常価格の算出に当たり、中国の調査対象貨物の供給者に質問状等を送付したところ、当該供給者が市場経済条件が浸透している事実があることを明確に示すことができたとは認められなかった。このため、正常価格算出のために代替国価格を用いることとした。

ハ　輸出価格

輸出価格の算出に当たり、浙江及び華潤については、提出された証拠等及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を輸出価格の算出に用いることにした。一方、遠紡（関連企業である亜東及び遠東を含む。以下同じ。）については、調査当局による質問状等に対し、部分的な回答のみが行われ、必要な証拠が提出されなかったと認められることから、また、海南については、現地調査の結果、質問状に対する回答の正確性を確認することができなかったことから、知ることができた事実として華潤から提出された回答の一部を用いることとした。サンプル調査非対象者については、浙江から提出された証拠等であって調査当局がその正確性を確認することができたものを用いることとした。

ニ　不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、浙江を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については五十一・八五パーセント、華潤を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については五十二・二六パーセント、遠紡又は海南を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、五十三・八五パーセントであった。また、サンプル調査非対象者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、四十・四一パーセントであった。さらに、非協力者又はその他の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出した結果、五十三・八五パーセントであった。

ホ　結論

以上から、中国を原産地とする調査対象貨物について不当廉売の事実が推定された。